

## 後期高齢者医療保険料 年金引き落としの中止手続きについて

後期高齢者医療制度の保険料は、年金引き落としが原則となります。

保険料の口座登録があり、年金引き落とし中止を希望される方は、下記のお手続きが必要となります。

年金引き落としを中止し、現在登録のある口座からの振替を希望します。

氏名：

住所：

被保険者番号：

生年月日：明・大・昭 年 月 日

電話番号：

記入日：令和 年 月 日

### 【年金引き落としの中止月と手続きのスケジュール（目安）】

年金の中止月		手続きの〆切(必着)
2月	⇒	前の年の10月末日
4月	⇒	前の年の12月28日
6月	⇒	2月末日
8月	⇒	4月末日
10月	⇒	5月末日
12月	⇒	8月末日

\* 年金引き落とし中止手続きが間に合えば、上記によらず最短で中止いたします。

\* 年金引き落とし中止のお手続き完了後に、「中止のお知らせ」をお送りします。

【お問合せ】 練馬区 国保年金課 後期高齢者保険料係 電話 03-5984-4588

○区事務処理欄

入力 ( / )、確認 ( / )